

KOKUHO
SAKATA

国保さかた



2019.11.1

◎発行 酒田市健康福祉部国保年金課
〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号
TEL.0234-26-5727 FAX.0234-22-6466
E-mail:kokunen@city.sakata.lg.jp

酒田市では、食生活改善推進員研修会を開催しています。
研修会で学んだことを各地区で普及していただき、食を通じた健康づくりを広めています。
【酒田市食生活改善推進員食育研修会／健康センター】

平成30年度「国民健康保険特別会計」決算についてお知らせします

平成30年度の酒田市国民健康保険（以下「国保」）は、県補助金や国保税の収入が見込みを上回ったことなどにより、単年度収支は約4億円の黒字となりました。これからも加入者の皆さまに安心して医療機関を受診していただけるよう、国保財政の健全な運営を図ってまいります。

一人当たりの医療費・国保税

平成30年度の酒田市国保における一人当たりの医療費は387,352円（前年度より1,322円、0.3%の増加）、一人当たりの国保税は96,485円（前年度より7,922円、7.6%の減少）となっています。

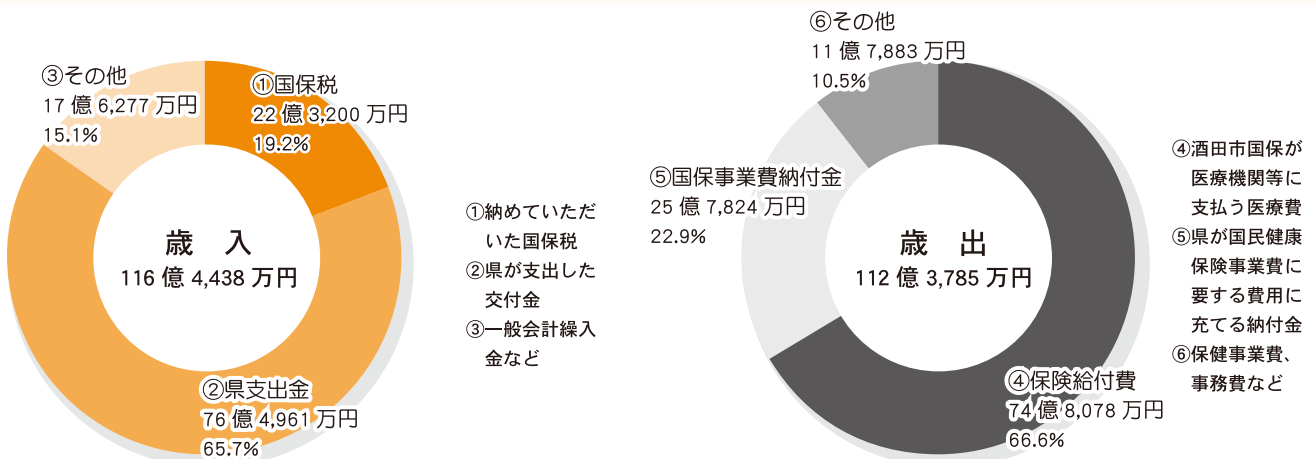
国民健康保険の加入状況

平成30年度の被保険者数は年間平均で22,871人となり、前年度より889人、3.7%減少しました。75歳到達により、年間合計で1,116人が国保から後期高齢者医療制度へ移行したことが主な要因です。なお、本市の人口に占める国保の加入割合は年間平均で22.2%と、ほぼ4人に1人が国保に加入している状況です。

年1回は健康診断を受けましょう

加入者の皆様が健康な生活を送るために、また、国保財政を健全に運営するためには、健康づくりが大切です。健康診断（特定健診等）、人間ドックを積極的に受診し、病気の早期発見・早期治療に努めましょう。

====【歳入・歳出の状況】====



交通事故などにあつたときは届け出を

交通事故など、第三者（相手）の行為によるケガの治療に国民健康保険証を使用する場合は「**第三者行為による被害届**」の届け出が必要です。かかった医療費のうち、第三者が負担すべき医療費分を、酒田市が第三者に請求します。

☆届け出に必要なもの☆

① 国保証 ② 印鑑 ③ 事故証明書（交通事故の場合）

☆届出先☆

国保年金課 または 各総合支所地域振興課

☆交通事故以外に「第三者行為による被害届」が必要な場合☆

・傷害事件に巻き込まれた ・他人の飼い犬にかまれた など

※自損事故は第三者行為になりませんが、国民健康保険証を使う場合は届出が必要です。



★次のような場合には、国民健康保険証が使えません★

・相手と示談を済ませた ・勤務中や通勤中の事故 など

医療費が高額になるときは…

高額療養費制度・限度額適用認定証をご利用ください

医療費の負担を軽減できる場合があります。詳しくは国保年金課または各総合支所地域振興課へご相談ください。

高額療養費制度

1か月の医療費が自己負担限度額（※）を超えたときに、超えた分の金額について申請により支給を受けることができる制度です。該当する方に対してご案内を送付しています。申請に必要なもの…国保証、印鑑、通帳、対象月の医療機関の領収書やレシート

限度額適用認定証

国保証と一緒に窓口で提示すると、保険診療分の支払い額が高額になる場合に、医療機関での支払額が自己負担限度額（※）までとなります。ご利用には事前の申請が必要です。

証発行に必要なもの…国保証、印鑑

（※）自己負担限度額は世帯の所得や年齢により異なります。

国民健康保険税は、期限内に納めましょう

国民健康保険は、もしものときに安心して医療機関を受診できるように、加入者が国民健康保険税を出し合って、医療費などをみんなで支え合う助け合いの制度です。忘れずに納めましょう。

国民健康保険税は、口座振替が便利です！

国民健康保険税の納付を口座振替にすると、納期のたびに金融機関等の窓口に出向く必要がなく、納め忘れの心配もないため便利です。

口座振替をご希望の方は、市内に本・支店のある銀行・信用金庫・労働金庫・各農協・漁協・ゆうちょ銀行の窓口で直接申し込んでください。

※インターネットでの手続きもできます。詳細は市ホームページでご確認ください。

